

中山間地域等直接支払制度 中間年評価(案)

【第4期対策】

参考資料

各地域における特徴的な取組

農村振興局

平成30年6月

農林水産省

事例集の概要

- 中山間地域等直接支払制度に取り組む集落等では、耕作放棄の発生防止活動や水路・農道等の管理活動などが取り組まれ、農業生産活動等の継続を通じた耕作放棄の発生防止と農村協働力(集落機能)の向上・維持に大きな効果を上げているほか、将来を見据え、担い手の確保や農地集積等による生産性の向上、6次産業化や都市との交流などによる所得の向上といった農業生産活動の「質」を高める取組、集落間の連携(協定の広域化)、地域外・農外との連携による多様な人材の確保、農作業の省力化など取組体制を強化する取組など、傾斜地などの条件不利性、人口減少・高齢化・担い手不足等といった中山間地域等を取り巻く厳しい状況を克服し、農業生産活動を将来に亘り継続していくための取組も実施されています。
- 本事例集は、現状の維持にとどまらず将来に亘り農地等を維持管理していける体制づくりに向けた代表的な取組を「農業生産体制」「所得形成」「多様な人材の確保」「取組体制の強化」「省力化」等の視点から紹介したものです。

取組事例の概要

農業生産体制	【生産性を向上させる取組】 ・協定農用地の受け手となる法人等の設立 ・協定農用地の利用集積 等	2 頁	多様な人材の確保	【多様な人材を確保する取組】 ・地域おこし協力隊との連携 ・新規就農者の確保 ・都市住民との連携 等	28 頁
所得形成	【所得を向上させる取組】 ・加工や直売等の6次産業化 ・都市との交流事業 ・コミュニティビジネス 等	11 頁	超急傾斜農地や樹園地の取組	【棚田や樹園地での取組】 ・棚田オーナー制度 ・棚田米や加工品等の生産 ・園地整備による省力化 等	34 頁
取組体制の強化	【取組を継続・強化する取組】 ・協定の統合・集落間連携 ・事務局体制の整備 ・自治組織等との連携 等	20 頁	省力化の取組	【農作業を省力化する取組】 ・管理が容易な作物の導入 ・防草シートや畦板の設置 ・水田放牧 等	34 頁

農業生産活動等の自律的かつ継続的な実施・集落等の維持・活性化

農業生産体制

担い手となる法人等に協定農用地等を集積し効率的な農業生産活動を実施することで、将来に亘り農地等を維持管理できる体制を整備した取組



整理番号	道府県名	市町村名	協定名	営農類型	協定面積 (ha)	体制整備要件	取組の概要	頁
1-①	北海道	枝幸町	枝幸	酪農	8,134	A B	町内2集落が広域の協定を締結し、農作業受託組織の作業エリア拡大や担い手不足解消を柱とした新規就農者等への支援を実施。	3
1-②	岩手県	遠野市	中山間迷岡・宮守川上流	水田作	121	A	複数集落が連携し本制度の取組を継続。ほ場整備を契機に設立した法人を中心とした「一集落一農場」に取り組み、農業生産活動の共同化・省力化。農産物の加工販売にも取組。	4
1-③	石川県	輪島市	内保	水田作	18	C	協定参加者である法人が協定農用地の集積と協定事務を担当し、協定の中心的役割を担うとともに、非農家を含めた草刈り隊や鳥獣害防護柵設置隊を組織。周辺集落の草刈り等も請け負い。	5
1-④	岐阜県	中津川市	はちたか	水田作	41	C	法人の設立を契機に集落協定を統合し農地集積を推進。農産物のブランド化や新規作物を導入するとともに、集落では法面除草作業機械の導入や雑草を抑制する作物の植栽などにより管理作業を省力化。	6
1-⑤	滋賀県	米原市	甲津原	水田作	22	C	ほ場整備を契機に設立した営農組合を法人化し協定農用地の8割を集積。本交付金を活用し共同利用機械や鳥獣被害防止柵を導入するとともに加工・直売、レストラン等の6次産業化を展開。	7
1-⑥	鳥取県	鳥取市	口細見	水田作	13	C	法人が中心となった共同活動により、農業を継続できる環境整備、荒廃農地の再生を実施。付加価値を高めた農産物の直接販売や女性の力を活用した野菜栽培等にも取組。	8
1-⑦	広島県	庄原市	下川西	水田作	19	A	法人を中心に農道・水路等の維持管理、鳥獣害防止等の協定活動を実施。同法人に協定農用地の9割以上を集積するとともに地区内の堆肥センターと連携し耕畜連携にも取組。	9
1-⑧	鹿児島県	さつま町	一ツ木	水田作	34	C	ほ場整備を契機に協定を締結し、生産組織を法人化し地域の中心となる経営体として農を集積するとともに畜産農家と連携したWCSの作付や野菜の栽培、加工・直売等の6次産業化を展開。	10

(参考) 体制整備要件

A要件：農業生産性の向上に係る取組（農作業の共同化、担い手への農地集積、生産条件の改良等）

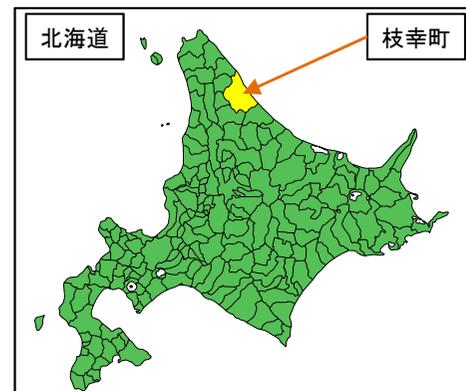
B要件：女性・若者等の新たな人材の参画を得た取組（新規就農者の確保、農産物の加工・販売、都市との交流等）

C要件：集団的かつ持続可能な体制整備の取組（協定参加者が活動等を継続できなくなった場合に備え、集団で活動を継続できる体制を構築）

事例 1-①

集落の統合による広域的な農地の維持・管理（北海道枝幸町枝幸集落協定）

えさしちよう えさし



- 町内2集落が連携して広域の協定を締結し、農作業受託組織の作業エリア拡大や担い手不足解消を柱とした新規就農者等への支援を行い、継続的な農地の有効利用の取り組みを実施。

協定面積：8,134ha（全て草地） 交付金額：12,400万円（個人配分47%、共同取組活動53%）
協定参加者：農業者115人、農業生産法人8 協定開始：平成12年度

取組の概要

- 当地区は、北海道最北部、宗谷総合振興局管内の最南部に位置し草地主体の酪農専業地帯。
- 本制度に取り組んできたが、TPPによる酪農情勢への不安や、後継者不足及び高齢化による離農などにより、荒廃農地の発生が危惧されたことから、第4期対策から枝幸・^{うたのぼり}歌登の2集落を統合し全町をエリアとした広域の協定を締結。
- 農用地保全活動を行いながら、農作業受託組織のエリア拡大に対する支援、新規就農者の誘致促進、酪農研修生受入体制確立、ヘルパー及びオペレーターの人材確保など関係機関等と連携し継続的に営農できる体制づくりに取り組んでいる他、鳥獣害対策や農村景観整備など多様な活動を実施。



【農道草刈作業】



【排水路清掃作業】

取組の特色

- 集落協定を統合し広域化したことで、農作業受託組織の作業範囲が拡大し、継続的な農業生産体制を構築。高齢農業者の農作業負担が軽減され、営農を継続できる環境が整備されたことに加え、離農跡地を引き受ける担い手が増え、農地集積を通じて荒廃農地の発生防止に寄与。
- 本制度の活用により、トラクターなど大型農業機械を導入し、コントラクター事業を推進した結果、旧枝幸集落でのコントラクター会社設立に発展し、農作業受託面積の拡大・農作業の効率化に寄与。
（受託面積：1,600ha（H26）→2,893ha（H29））
- 新たな担い手の確保を目的に、町・JA・普及センター等と連携し、新規就農・ヘルパー・酪農研修の希望者を対象としたセミナーを毎年開催。（H29：新規就農者1名）
- 農業生産向上の活動として、草地整備及び排水改良などを毎年実施し、低生産性農用地の減少に伴い協定農用地の拡大に貢献。
（協定面積：8,035ha（H26）→8,134ha）



【農作業受託組織による収穫作業】



【新規就農者誘致促進セミナー】

事例 1-②

「一集落一農場方式」による生産性向上と6次産業化による所得向上の取組 (岩手県とおのし遠野市ちゅうさんかんまよおか中山間迷岡・宮守川上流みやもりがわじょうりゅう集落協定)

岩手県



- 迷岡地域の1集落と宮守川上流域の3集落が統合。法人を中心とした「一集落一農場」に取り組み、農業生産活動の共同化・省力化、農産物の加工・販売を実施。

協定面積：121.1 ha (田119.2ha、畑1.9ha) 交付金額：2,535万円 (共同取組活動95.6%)
協定参加者：農業者147人、法人等3 協定開始：平成27年度

取組の概要

- 宮守川上流地区は、宮守川に沿った比較的平坦な農地と中起伏山地からの斜面に連なる農地、沢沿いに点在する農地で形成。
- 当地区は、第4期対策(平成27年度)から3集落からなる宮守川上流集落と迷岡集落で広域化を行い取り組みを開始。
- 当地区では、ほ場整備事業(平成6～13年度)を契機に、平成8年に任意組合を設立。平成16年に法人化し、「農事組合法人 宮守川上流生産組合」を設立。同法人は、本協定の中核として活動。



【協定農地・ブルーベリー園】



【法人による農作業】

取組の特色

- 当地区では、協定農用地の約45haを法人に集積し、残りの農用地でも作業受託や農業機械の共同利用に取り組んでおり、農業生産活動の共同化・省力化を推進。
- また、水田の汎用化を行い、ブロックローテーションによる大豆の集団転作等にも取り組む。
- 法人は、農産物加工所(H22)、どぶろく製造場(H26)を設置し、大豆を利用した豆腐・味噌、果樹(ブルーベリー)・野菜(トマト)のジュース、ジャム、どぶろく等の加工品を製造・作業受託し、直売所等で販売(加工品販売・受託売上：74百万円(H28))。



【直売所】

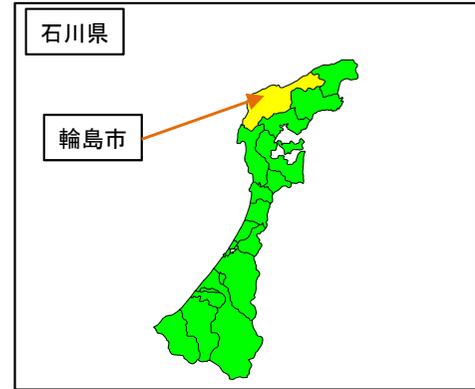


【加工施設と加工品】

事例 1-③

わじまし うちぼ

法人を中心とした農地の維持・管理（石川県輪島市内保集落協定）



○ 地域の農業法人が協定農用地の集積と協定事務を担い、集落が草刈隊等を組織し法人の農業生産活動をサポートすることで、集落の取組を活性化

面積：17.9ha（田） 交付金額：222.5万円（個人配分50%、共同取組活動50%）
協定参加者：農業者25人、法人1法人、非農業者23人 協定開始：平成12年度（第1期）

取組の概要

- 当集落は、輪島市の西部に位置し、水稻を中心に栽培しながら古くからの農村景観を継承。
- 高齢化の進行に伴う後継者不足から、農地の維持・管理に支障が生じ、耕作放棄地の増加が懸念されたため、本制度に取り組み、鳥獣害防護柵の設置や周辺林地の草刈り等を実施し農業生産活動を継続。
- 高齢化した集落の取組を活性化するため、協定に参加する集落内の農業法人(有)ファーマーが耕作が困難となった農地の受け手となるとともに、協定の事務を担うなど、協定の核となり地域の活動を牽引。



【内保地区の風景】



【草刈隊の活動の様子】

取組の特色

- (有)ファーマーが地域内の耕作が困難となった農地を引き受ける形で経営規模を拡大。現在では協定農用地の過半を耕作し、地域の農地を維持。(法人への集積面積：4.3ha(H17) → 12.4ha(H29))
- また、同法人は、原木しいたけや施設野菜（ピーマンやししとう等）の生産による所得向上に取り組むとともに企業見学・体験やインターンシップの受け入れを行うなど都市住民との交流を実施することで、地域の活性化に寄与。(原木しいたけ及び施設野菜のデータ：原木しいたけの作付け量(5000本6a(H24) → 15000本19a(H29)) 施設野菜の作付面積(1,890㎡(H21) → 3,187㎡(H29)) (企業体験の受入：H27 1件→H29 3件、インターンシップの受入：H27より累計5件)
- 集落では同法人の管理作業の負担を軽減するため、農業者だけでなく、集落内の非農業者や集落出身者を含めた草刈隊や鳥獣害防護柵管理隊を組織し、共同取組活動として、協定農用地の維持・管理作業を実施。周辺集落の草刈り等も請け負う。今後は、周辺集落にも役割分担などを明確に取り決めた草刈隊等を組織するよう推進活動を展開。



【原木しいたけの乾燥工程】

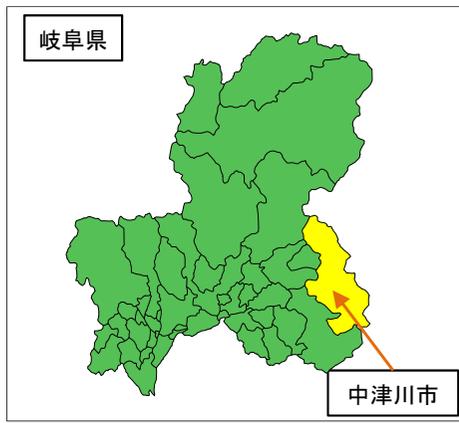


【企業体験の様子】

事例 1-④

なかつがわし

農地の集積、農産物のブランド化、獣害対策（岐阜県中津川市はちたか集落協定）



- 集落にまたがる農事組合法人の設立を契機に集落協定を統合し、農地の集積を推進。農産物のブランド化を図るとともに、集落ぐるみで畦畔管理の省力化、獣害対策にも取り組み、地域を活性化。

協定面積：41ha（田） 交付金額：1,051万円（個人配分48%、共同取組活動52%）
協定参加者：農業者74人、農事組合法人2 協定開始：平成22年度

取組の概要

- 当地区は水稻を中心に栽培しており、^{はちぶせ}八布施、^{たかのす}高之巣の各集落が平成22年度から本制度を実施。協定農用地の約1/3が超急傾斜農地（傾斜1/10）。
- 農業者の高齢化等により地域農業の維持が危ぶまれる中、両集落は、平成24年度に両集落にまたがる集落全員参加型の「農事組合法人」^{はちたか}「はちたか」を設立。法人化により利害関係が共有化され集落内がまとまってきたこと、また、第4期対策において集落連携・機能維持加算が創設されたことをきっかけとして、平成27年度に協定を統合。「農事組合法人はちたか」は、地区内農用地の約6割を引き受け（法人の集積面積 52.5ha うち地区内（八布施、高之巣）の集積面積 25.3ha）。



【超急傾斜農地】



【獣害防止柵の設置】

取組の特色

- 法人が化学肥料、化学合成農薬の使用量を削減した栽培を実践。平成19年度に県の「ぎふクリーン農業」に生産登録し、食味値への影響を検証するなど、おいしい米作りを推進（コシヒカリ20ha）。協定農用地で生産した米は、「はちたかコシヒカリ」としてPRするとともに、一部を農産物直売所、地域の料理店や仕出屋にも出荷し、年間およそ2,500袋を販売するなど地産地消を推進（H28：約1,900万円）。
- 全員参加型の集落を目指し、女性の農業参画を推進。女性にも取り組みやすいブロッコリー（0.2ha）やサツマイモ（0.1ha）を導入。栽培面積を増加し、干し芋づくりから6次産業化の取組を目指す。
- イノシシやシカなどによる被害が増加する中、地域ぐるみで電気柵等の設置及び日常管理を実施。協定参加者4名が狩猟免許（わな猟）を取得し、イノシシなどの捕獲を行うなど、集落全体での獣害対策を実施。
- 法面除草作業の安全省力化を図るため、傾斜地対応型自走式法面管理機（29台）を導入。更なる管理作業の省力化に向け法面にセンチピートグラスを栽培（H29：80a）。



【傾斜地対応型自走式法面管理機】

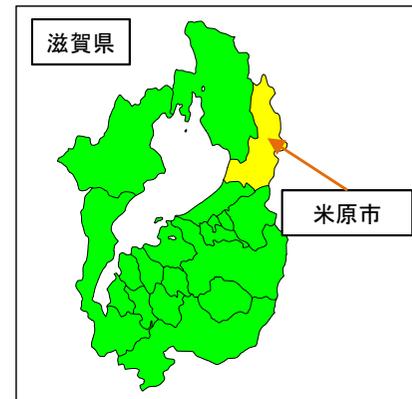


【協定農地で生産した米】

事例 1-⑤

農地中間管理機構を活用した農地の集積と 奥伊吹の流儀～まごころ米づくり～（滋賀県米原市甲津原集落協定）

まいばらし こうづはら



- 営農組合の法人化を契機に、農地中間管理機構を活用した農地集積に取り組むとともに、共同機械の導入による作業負担の軽減や6次産業化などに取り組み、地域を活性化。

協定面積 : 22 ha (田 22 ha) 交付金額 : 524万円 (個人配分41%、共同取組活動59%)
協定参加者 : 農業者12人 法人1 その他2 協定開始 : 平成12年度

取組の概要

- 当地区は、米原市最北端に位置する積雪の多い山間地で、湖北の大河、姉川の源流に近い標高約520m付近の地域。
- 平成14年にほ場整備が完了し、水稻・そば等を中心に栽培。
- ほ場整備の実施を契機に、今後の農地保全については、営農組合を設立し、高齢農家や不在地主の農地を管理していくことで合意形成を図り、平成12年度から本制度を実施。
- 交付金を活用して共同利用機械や獣害防止柵等を整備し、農地等の保全や営農組合の運営に積極的に取り組む。
- 平成27年に営農組合を「(農)甲津原営農組合」として法人化すると共に、農地の受入体制を強化し農地集積を加速。



【そばの栽培状況】



【景観作物を植栽】

取組の特色

- 営農組合の法人化を契機に農地中間管理機構を活用して、集落の約88%の農地を利用権設定により法人に集積。
(法人の農地集積面積 19.4ha (H28))
水稻以外に、そば、みょうが、ふき、よもぎ等を栽培。
- 平成9年から集落内にある「甲津原交流センター」において、集落女性6名による漬物加工部が農産物を漬物等に加工。
- 平成17年から、売店・喫茶をオープンし、漬物・米の販売、軽食・そばなど地域食材を使用した飲食を提供することで農業者の所得向上に貢献。(売店の販売額 11,664千円 (H28))
- 営農組合と自治組織の甲津原区が主体となり、宿泊施設「アグリコテージ」を利用した農業体験ツアー(田植え・稲刈り)を毎年開催し、都市住民との交流事業を実施。



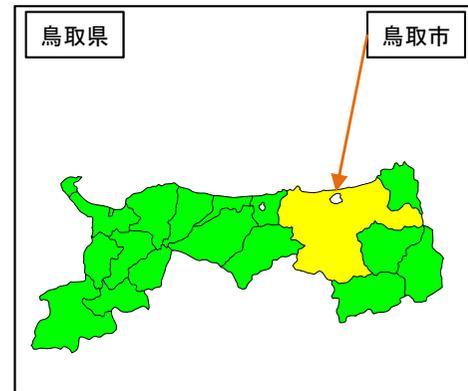
【甲津原交流センター】



【伊吹在来そば】

事例 1-⑥

法人を中心とした農業生産活動を継続できる体制を整備 とっとりしくちほそみ (鳥取県鳥取市口細見集落協定)



○ 法人が中心となった共同活動により、農業を継続できる環境の整備、荒廃農地の再生を実施。付加価値を高めた農産物の直接販売や女性の力を活用した野菜栽培等に取り組む。

協定面積：13.3 ha (全て田) 交付金額：239万円 (個人配分38%、共同取組活動62%)
協定参加者：農業者8人、農事組合法人ラブグリーン細見 (17人) 協定開始：平成12年度

取組の概要

- 当地区は、鳥取市の南西部にある千代川せん だいがわの支流沿いに位置し、農地の区画は10a程度であり、水稻を中心に野菜も栽培。
- 担い手を含む地域の農業者の高齢化等によって、耕作放棄の増加が懸念され、集落で農地を維持していくため、平成12年度から本制度を実施。
- また、個々で行っている農作業の効率化を進めるため、平成14年に農事組合法人「ラブグリーン細見」を設立。



【協定農用地】



【法人の設立】

取組の特色

- 共同活動では、法人が中心となり、獣害から集落全体を守るため防止柵を設置するとともに、草刈作業軽減のためのカバープランツの導入等を実施。県の支援により、橋梁の架け替えを実施し、農業生産活動を継続できる環境を整備。
- 法人は、耕作者が不在となった農地の引き受け、荒廃農地の復旧に取り組んでおり、地域の農地を集約(H28:13.6ha)。
- 水稻は、県の特別栽培農産物認証を取得し、「棚田清流育ち・特別栽培米」として生産し、約6割をインターネットを活用した直売や病院等に直売(H28:約1,600万円)。
- 女性の力を活用し、アスパラガス等の栽培、餅等の加工品の製造・販売を実施。



【荒廃農地の再生】



【特別栽培農産物認証】

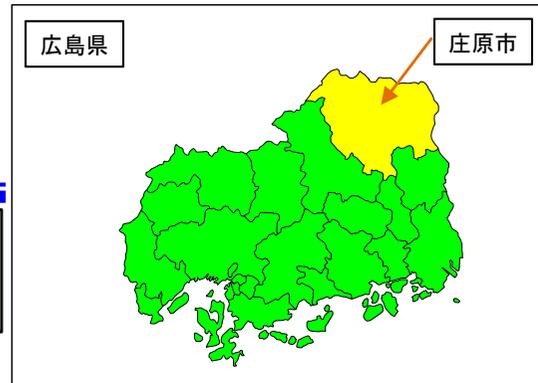


【野菜栽培】

事例 1-⑦

機械利用組合を法人化し農地集積と耕畜連携により生産性を向上

(広島県庄原市下川西集落協定)
しょうばらし しもかわにし



- 「将来にわたって優良農地を維持できる担い手を確保」するため、集落の機械利用組合を発展させ、法人を設立。たい肥センターとの連携による低コスト化を推進。

協定面積：19.4ha（全て田） 交付金額：181万円（個人配分7%、共同取組活動93%）
協定参加者：農業者41人、農事組合法人1社、水路組合2組織 協定開始：平成12年度

取組の概要

- 当地区は、しょうばらし庄原市の南部に位置し、西城川に沿う形で広がる農地で、主に水稻を栽培。
- 昭和53年から実施されたほ場整備事業を契機に営農集団（機械利用組合）を組織し営農を実施。平成12年度から本制度に取り組み、農業機械の整備更新や施設の改修を実施し、営農集団による農業生産活動を下支え。
- しかし、高齢化による担い手不足に加え、収益の確保に向けた生産コストの縮減が課題となり、地域での話し合いを重ねた結果、将来に亘って担い手を確保し優良農地を維持できる体制として、平成26年度に地区内農家のほぼ全戸が参加する「農事組合法人 下川西」を設立。
- 法人は協定活動の中心を担い、協定農用地を集積するとともに地区内の畜産農家や堆肥センターと耕畜連携の取組などを実施。



【協定農用地の概観】



【法人の設立総会写真】

取組の特色

- 法人は、農地中間管理機構を活用して、地域内農地の95%である27.6haの農地を利用権設定で集積（うち8.8haは交付対象外農地）。
- 水稻のほか、地区内の畜産農家と連携した飼料用米（WCS）、飼料作物（イタリアン・スーダン）の栽培やたい肥センターと連携した全ほ場への堆肥散布を行うなど地域内の耕畜連携により、需要に応じた農産物の生産やより低コスト化な営農を展開。
（飼料用米（WCS）栽培面積（H29）：約8ha、飼料作物（イタリアン・スーダン）の栽培面積：約12ha）
- 共同取組配分を活用し、トラクターや田植機など農業機械の購入や施設整備を推進するとともに、多面的機能支払交付金制度等も活用した道水路の維持・保全や鳥獣害被害防止フェンス等の設置などにより地域の担い手である法人の営農体制を強化。



【法人による飼料作物の生産】

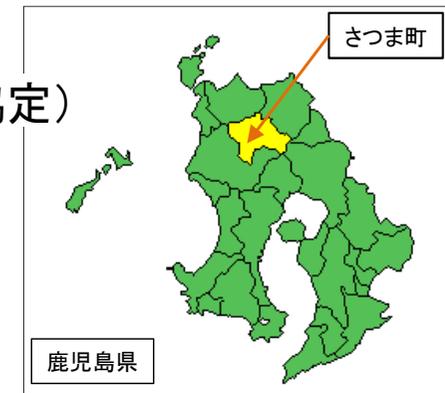


【地域ぐるみによる法人の育成】

事例 1-⑧

集落営農による地域農業の維持のと6次産業化（鹿児島県さつま町一ツ木集落協定）

ひとつき



- ほ場整備を契機に協定を締結し、生産組織を法人化して地域の中心となる経営体として農地の集積、6次産業化に取り組み、集落営農による地域農業の維持体制を構築。

協定面積：34ha（田） 交付金額：294万円（個人配分30%、共同取組活動70%）
協定参加者：農業者43人、農事組合法人1 協定開始：平成13年度

取組の概要

- 当地区は、鹿児島県北部のさつま町北西部に位置し、主に水稲や大豆を栽培。
- 平成11年度から実施した圃場整備（平成16年度完工）を契機に、平成13年度から本制度に取り組み、同時に農業機械の共同利用のため「集団転作組合」を設立。平成16年度には作業受託を担う「一ツ木営農組合」に再編。
- 平成24年度には「農事組合法人ひとつき」として法人化し、地域の中心経営体として農地の集積や農作業の受託を担っているほか、生産した農産物の加工、販売までを行う6次産業化の取組を実施。



【協定農用地】



【法人が所有する農業機械】

取組の特色

- 本交付金によりトラクターやコンバイン等を導入し、高齢化等により耕作が困難となった農地を農地中間管理機構を活用して法人が借り受け、水稲や野菜（里芋・さつまいも等）を栽培するほか、畜産農家と連携してWCSを作付けるなど、耕作放棄地の発生防止に向けた取組を実施（法人の集積面積：平成29年度全協定面積含む36.1ha）。
- また、本交付金により加工施設を整備し、里芋むき身などの加工品を生産。地域で生産された里芋やジャンボインゲン等を地域内の無人直売所で販売するほか、学校給食センターに納入するなど、地産地消と6次産業化の取組を実施。
- 毎年秋には、地域の小・中学生を対象に、さつまいも、大豆等の収穫体験や、集落の収穫感謝祭を開催し、地域住民との交流を促進。



【畜産農家によるWCSの収穫状況】



【消費者との交流(公設市場まつり)】